

2023年7月13日
株式会社トップカルチャー

株 主 各 位

第39期中間配当に関するご説明

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2023年6月8日開催の当社取締役会において、第39期中間配当として当社普通株式1株当たり3円をお支払いすることを決議いたしました。2023年7月14日より配当金のお支払いを開始させていただきますが、当該配当金の原資は「その他資本剰余金」であり、「資本の払戻し」に該当し、「利益剰余金」を配当原資とする配当金とは税務上の取扱いが異なるため、そのお取扱い等についてご案内させていただきます。

今回の配当金は、「資本の払戻し」に該当し、「みなし譲渡損益」が発生いたしますが、税務上の配当所得ではないため、源泉徴収の対象にも配当控除の対象にもなりませんので、確定申告の際はご留意いただく必要があります。

また、株主の皆様が保有されている当社株式の具体的な「取得価額」や「みなし譲渡損益」の計算、ご売却による譲渡所得税額の計算については、株主の皆様の個々のご事情によって異なりますので、次頁記載の「1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご確認のうえ、大変お手数ですが、最寄りの税務署または税理士もしくはお取引の口座管理機関（証券会社等）にご相談いただきたくお願い申し上げます。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主様の「取得価額」の調整方法等は、お取引の証券会社にご確認ください。

敬 具

このご説明は、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主の皆様にご通知すべき事項をご説明するものであり、株主の皆様の個々のご事情によって異なりますので、全てを網羅するものではございません。具体的な税務上のお手続等につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。

また、このお知らせは、株主様が今後当社の株式をご売却する場合の「取得価額」の説明資料になりますので、保管くださいますようお願い申し上げます。

このご説明は当社ホームページ (<https://www.topculture.co.jp>) 上にも掲載いたします。

1. 今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

- ・ 今回の配当金は「その他資本剰余金」を原資としており、「資本の払戻し」としてのお取扱いとなります。（「配当所得及びみなし配当」には該当いたしません。）
- ・ 配当所得に該当する部分の金額がありませんので、所得税等の源泉徴収はございません。また、配当控除の対象にもなりませんので、確定申告の際はご注意ください。
- ・ 今回の配当金は「資本の払戻し」に該当し、(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の11）

- ・ 税法の規定により、株主の皆様には「みなし譲渡損益」が発生いたします。
- ・ 以下の「①収入金額とみなされる金額」から「②取得価額」を控除した金額が、譲渡所得等（「みなし譲渡損益」）に該当いたします。
- ・ 算出式は以下のとおりです。
（今回の配当では、みなし配当額は該当せず、純資産減少割合は(4)(5)をご参照ください。）

①収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額（0円）
②取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合 （0.007）
みなし譲渡損益（①-②）	=	①収入金額とみなされる金額	-	②取得価額

〔例〕 当社の株式を1株当たり300円で100株取得していた場合

①収入金額とみなされる金額＝3円00銭（1株当たり配当額）×100株＝300円（円未満切捨て）

②取得価額＝（300円×100株）×0.007＝210円（円未満切上げ）

みなし譲渡損益（①-②）＝300円－210円＝90円（この場合は、みなし譲渡益）

※具体的なみなし譲渡損益の計算につきましては、最寄りの税務署または税理士等にご相談ください。

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

- ・税法の規定により、株主の皆様の当社株式の取得価額が調整されます。
- ・調整式は以下のとおりです。（純資産減少割合は(4)をご参照ください。）

1株当たりの
新しい取得価額

=

1株当たりの
従前の取得価額

－

1株当たりの
従前の取得価額

×

純資産減少割合
(0.007)

〔例〕 当社の株式を1株当たり300円で100株取得していた場合

新しい取得価額 = $300\text{円} \times 100\text{株} - 300\text{円} \times 100\text{株} \times 0.007 = 29,790\text{円}$ （円未満切上げ）

(4) 個人株主の皆様へのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第4号に規定する割合）	0.007 (小数点以下第3位未満切上げ)

(5) 法人株主の皆様へのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	2023年7月14日
その支払いに係る基準日における発行済株式の総数（自己株式を除く）	12,084,520株
みなし配当額に相当する金額の1株当たりの金額	該当しません

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.007 (小数点以下第3位未満切上げ)
資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額	36,253,560円

2. その他の参考情報

今回の配当（「利益剰余金」を原資とせず、「その他資本剰余金」を原資とする）に伴い、株主の皆様において通常（「利益剰余金」を原資とする配当）と異なる処理が必要となる事項について

(1) 「みなし譲渡損益」の計算が必要になります。

「資本の払戻し」に係る「みなし譲渡益」の課税については、特定口座での計算対象ではないので、原則として確定申告が必要となりますが、計算対象とする証券会社もございますのでお取引の証券会社にご確認くださいようお願いいたします。

- ①特定口座の源泉徴収口座の株主様は、お取引の証券会社にお問合せください。
- ②特定口座の①以外の口座の株主様は、「みなし譲渡損益」が発生するため「確定申告」が必要となります。
- ③一般口座の株主様は、「みなし譲渡損益」が発生するため「確定申告」が必要となります。

(2) 「取得価額」の調整が必要になります。

お取引の口座管理機関（証券会社等）が取得価額の調整を行いますが、全ての口座管理機関が実施するとは限りませんので、お取引の口座管理機関（証券会社等）にご確認をお願いいたします。

3. 本件に関するご照会先

(1) 各株主様の取得価額の調整に関する具体的なお照会

お取引証券会社または最寄りの税務署にご相談ください。

(2) 税務申告等に関するご照会、ご相談

最寄りの税務署または税理士にご相談ください。

(3) その他一般的な事項に関するご照会

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

TEL 0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間 午前9：00～午後5：00（土・日・祝日を除く）

以上